

板野町障がい者計画

第4期板野町障がい福祉計画

【平成27年度～平成31年度】



目 次

第1章 基本方向

- 1. 計画の策定趣旨・背景 1
- 2. 計画の概要 2
- 3. めざす方向 3

第2章 基本施策

- 第1節 安心と支え 6
 - 1. 障がい福祉サービスの推進 6
 - 第4期障がい福祉計画
 - 2. 暮らしを支える取り組みの充実 20
 - 3. 健康づくりの支援 25
- 第2節 育ちと自立 28
 - 1. 育成・教育の充実 28
 - 2. 雇用・就労の支援 32
 - 3. 社会参加活動の促進 34
- 第3節 やさしさと共生 36
 - 1. やさしい地域づくりの促進 36
 - 2. 快適な居住環境づくりの推進 39

関係資料

○ 障がいの表記について

本計画では、「害」という漢字に否定的なイメージがあることから「障害」を「障がい」とできる限りひらがなで表記しています。ただし、法令名や固有名詞については、漢字で表記しています。

第1章 基本方向

1. 計画の策定趣旨・背景

国では、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への批准を目的として、障がい者施策にかかる法整備が進められてきました。平成23年8月に障害者基本法が改正され、すべての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会を実現することを目的に、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めることが盛り込まれています。これに基づき、平成25年9月には国の第3次障害者基本計画が策定されました。

さらに、「障害者自立支援法」にかわり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成24年に成立し、障がい区分の見直しや難病患者への福祉サービスの提供などの改正がされました。

また、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立（平成24年10月施行）し、障がいのある人への虐待の防止や養護者に対する支援に努めるとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人への通報義務が課せられることとなりました。さらに平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、公的機関には「合理的配慮」（社会的障壁の除去を求められた場合には、障がいの有無にかかわらず権利行使等ができるような調整を可能な範囲で行う）が義務づけられています。（平成28年4月施行予定）

こうした国内の法整備により、平成26年2月19日に「障害者の権利に関する条約」が批准され、効力を生ずることとなりました。

このようななか、地域における障がいのある人の社会参加の機会の確保、共生社会の実現や、個人が尊重される社会のあり方が、強く求められるようになっていきます。本町では、前計画である「板野町障がい者計画」、「第3次板野町障がい福祉計画」の期間満了にともない、以上のような動きをふまえて、障がい福祉の一層の推進のため、本計画を策定します。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第9条第3項に基づき策定します。町がこれまでに実施してきた障がいのある人に関する施策・事業を点検し、障がいのある人の自立した生活を支援するために、暮らしを取り巻く広範な施策分野を含みます。

「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉計画は、障がい福祉サービス等の見込みなどを定めたもので、生活支援の実施計画に位置づけられます。

(2) 各種計画との関連

計画の策定にあたっては、町の最上位計画としてまちづくりの方向を示す「第五次板野町振興計画」の基本構想に則し、その中で保健福祉部門の基本施策を示した「板野町総合保健福祉計画」の障がい者分野の計画として、関連計画と調整を図りながら策定しました。

なお、国の障害者基本計画、徳島県障害者計画等との連携を図りながら推進します。

(3) 計画期間

平成27年度から平成31年度までを計画期間として推進します。

なお、障がい福祉計画は3年ごとに見直しすることとなっており、平成27年度から平成29年度までを第4期計画としています。

(4) 計画の策定・推進

策定にあたっては、これまでの施策・事業の実施状況及び課題について担当課及び関係課で把握・点検を行うとともに、「板野町健康福祉のまちづくり推進協議会」において、関係団体等に意見をいただきながら検証してきました。さらに、第五次板野町振興計画ワークショップにおいて、住民代表や各種団体の方から課題提起や意見をいただきました。

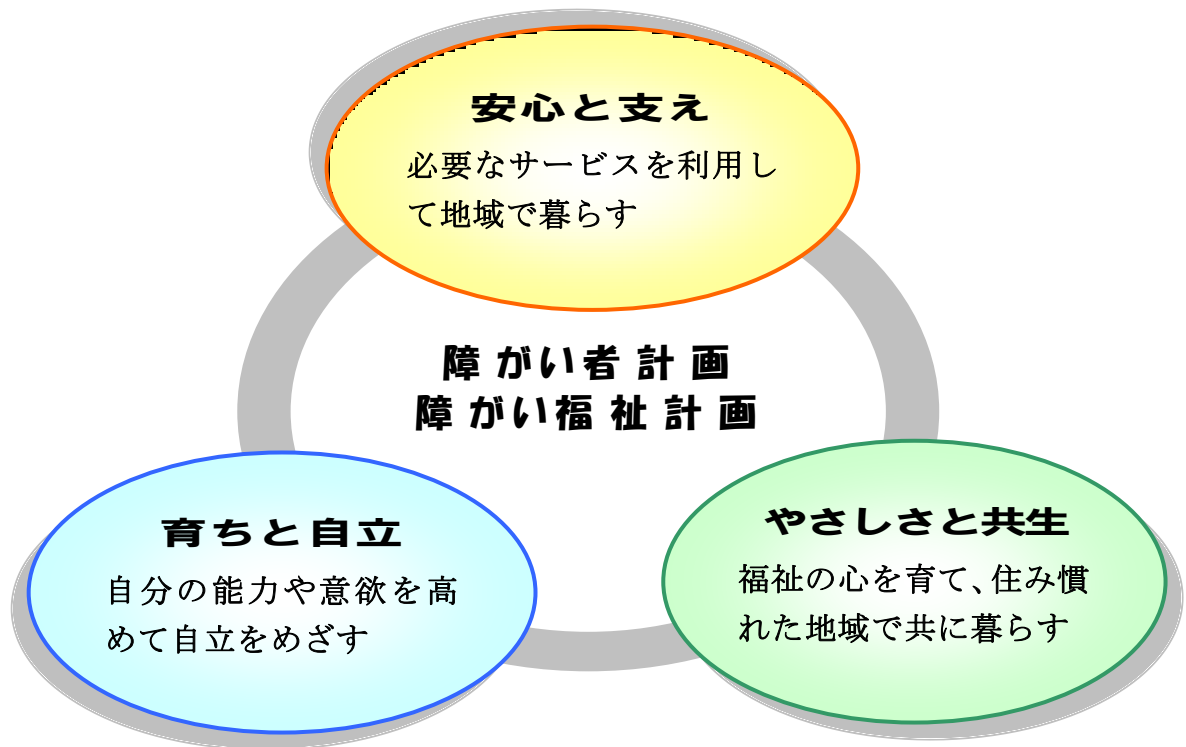
また、保健・医療・福祉・教育関係者や町内の関係団体の代表者等の参画により「板野町総合保健福祉計画策定委員会」を組織し、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

今後は、計画の着実な推進を図るため、「板野町健康福祉のまちづくり推進協議会」において、定期的に進捗状況の把握と点検に努めます。

3. めざす方向

(1) めざす方向

みんなで支え合う安心な暮らしの仕組みづくり



(2) 基本目標

基本目標 1 安心と支え

必要なサービスを利用して地域で暮らす

相談した人が安心できる対応や必要な情報提供などができる相談体制をつくり、自立した暮らしを支援するサービス、介助者を支援する取り組み、健康づくりなどを組み合わせて利用し、地域で自立した暮らしが続けられるように支援体制の充実を図ります。

基本目標 2 育ちと自立

自分の能力や意欲を高めて自立をめざす

支援が必要な子どもがそれぞれ個性と可能性を伸ばせるように、その子と家庭の育ちを保健・福祉・教育の分野が連携して支援します。そして、学校生活、就業や学習活動、交流活動などに意欲をもって参加できるように環境づくりを推進し、参加の促進を図ります。

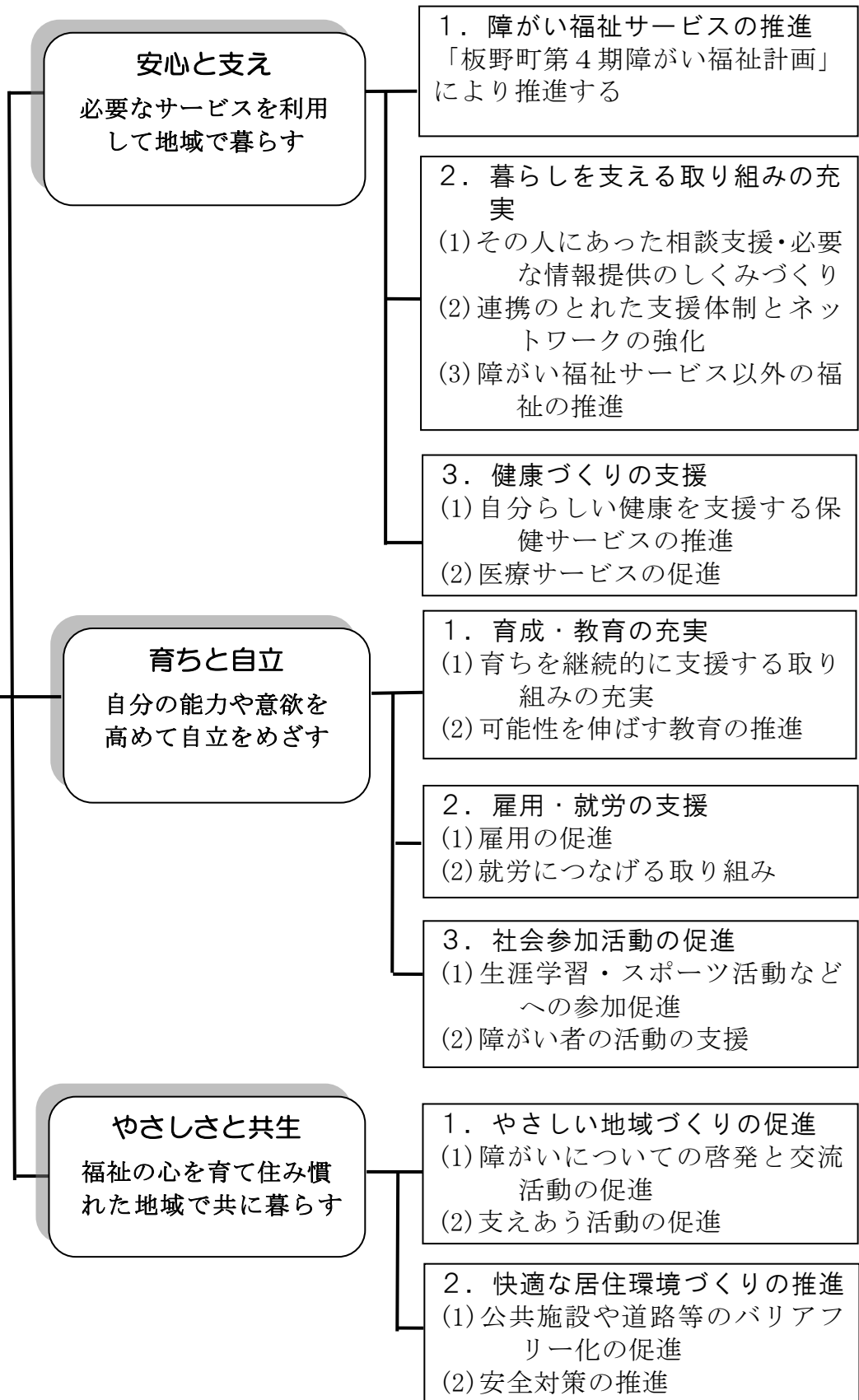
基本目標 3 やさしさと共生

福祉の心を育て住み慣れた地域で共に暮らす

毎日の暮らしを考え、障がいのある人が活動したり、暮らす上での障壁（バリア）を取り除くことが目標です。これは道路や建物・交通手段などの生活基盤をはじめ、災害や事故の安全対策などのハード面と、福祉教育を推進するとともに、障がいに関する理解を深めるなど心の障壁（バリア）のソフト面の両面から取り除くための努力を継続して行い、人にやさしい板野町をめざします。

第2章 基本施策

みんなで支え合う安心な暮らしの仕組みづくり



第1節 安心と支え

1. 障がい福祉サービスの推進（第4期障がい福祉計画）

(1) 平成29年度の数値目標

本計画では、障がいのある方の自立と社会参加を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成29年度における目標値を地域の実情をふまえ設定します。

① 施設入所者の地域生活への移行

平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の4%以上を削減することを目標とし、1名のグループホームなどへの地域移行による削減を見込みます。

項目	数値	備考
平成25年度末の施設入所者数（A）	21人	
平成29年度末の施設入所者数（B）	20人	
削減見込数（A-B）	1人 (4.8%)	4%以上の削減を目標とする
地域移行者数	1人 (4.8%)	施設入所から地域生活への移行者数

② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国の基本指針で示された数値を目標とし、グループホームなどの居住の場の確保、日中活動系サービスの利用など、退院後の生活を支える体制整備を進めながら、地域移行支援や地域定着支援を活用して、退院に向けた支援を行います。

項目	数値	備考
入院後3か月時点の退院率	64%	平成29年度における入院後3か月時点の退院率（国・県と同じ）
入院後1年時点の退院率	91%	平成29年度における入院後1年時点の退院率（国・県と同じ）
平成24年6月末時点の長期在院者数（A）	47人	入院期間が1年以上である者の数（県内全体数からの人口割）
平成29年6月末時点の長期在院者数（B）	39人	入院期間が1年以上である者の数
削減見込数（A－B）	8人 (17%)	県全体の指標として18%の削減

③ 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活への移行を促進し、地域での生活をより一層安心できるものとするため、相談や体験の場、緊急時の受け入れ・対応、専門性などの機能を集約した拠点の整備を行うこととされています。

県では、圏域毎に1カ所以上の整備を目標としており、圏域内での調整を進めていきます。

項目	数値	備考
平成29年度における地域生活支援拠点等の数	1カ所	東部保健福祉圏域で1カ所

④ 福祉施設利用者の一般就労への移行

障がい者の就労拡大をめざし、ハローワークや就業・生活支援センター等との連携を図りながら、就労支援事業所やその他福祉施設から企業への就職を促進します。また、町内には就労移行支援事業所はありませんが、近隣市・町にある事業所を利用している方については、標準利用期間内の一般就労への移行をめざします。

年度	H25	H26	H27	H28	H29
一般就労移行者数	1人	1人	1人	2人	3人
就労移行支援事業所利用者数	4人	6人	6人	6人	6人

(2) サービスの見込量

① 障がい福祉サービス等

サービスの充実、地域移行の推進に向けて必要となるサービス量を見込み、計画的な整備を行っていきます。

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。平成 26 年度からは、重度の知的障がい者、精神障がい者も利用対象になっています。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動に著しい困難を有する人に、危険を回避するために必要な支援や、外出時の介護を行います。
同行援護	視覚障がいで、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

実施状況および第3期計画値

訪問系サービスについては、利用人数、利用時間ともに増加傾向にありますが、計画比では9割程度で推移しています。

なお、重度障害者等包括支援については、これまで利用者はありません。

サービス名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
訪問系サービス (居宅介護、重度訪問 介護、行動援護、同行 援護)	実績値	実利用者数	27	31	34
		延利用時間	7,974	9,947	10,880
	計画値	時間	9,520	10,540	11,560
		対計画比 (%)	83.8	94.4	94.1

※ 平成 26 年度の数値については、実績ではなく見込み数値になります。(以下、同じ)

サービス見込み量

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系サービス (居宅介護、重度訪問 介護、行動援護、同行 援護)	利用者数	36	38	40
	利用量 (時間)	11,520	12,160	12,800

訪問系サービスは、障がい者の地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保が必要です。今後、さらなる地域移行の推進によりサービス量の増加が見込まれますが、相談支援やサービス提供事業所との連携のもと、地域で安心して暮らすために必要なサービスが提供できる体制づくりを進めます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスです。

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練・ 宿泊型自立訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

実施状況および第3期計画値

日中活動系サービスでは、生活介護の利用がもっとも多くなっています。事業所の受入体制等により、利用量が左右されている現状があります。近年、就労継続支援事業所や宿泊型自立訓練施設が開設され、利用者が増えています。また、計画相談支援（サービス利用計画作成）が導入され、事業所との調整を相談支援専門員が行えるようになり、短期入所の利用が増えています。

サービス名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
生活介護	実績値	実利用者数	40	40	38
		延利用日数	9,101	9,050	9,500
	計画値	人日	8,740	9,430	9,890
	対計画比	(%)	104.1	96.0	96.1
自立訓練 (機能訓練)	実績値	実利用者数	0	0	0
		延利用日数	0	0	0
	計画値	人日	0	0	0
自立訓練 (生活訓練) (宿泊型自立訓練)	実績値	実利用者数	9	8	8
		延利用日数	871	1,013	1,000
	計画値	人日	480	480	480
	対計画比	(%)	181.5	211.0	208.3
就労移行支援	実績値	実利用者数	9	8	6
		延利用日数	949	956	1,320
	計画値	人日	1,080	1,080	1,080
	対計画比	(%)	87.9	88.5	122.2
就労継続支援 (A型)	実績値	実利用者数	7	8	12
		延利用日数	1,090	1,335	2,400
	計画値	人日	1,125	1,125	1,125
	対計画比	(%)	96.9	118.7	213.3
就労継続支援 (B型)	実績値	実利用者数	32	33	36
		延利用日数	4,992	6,210	7,200
	計画値	人日	2,700	2,970	3,240
	対計画比	(%)	148.9	209.1	222.2

療養介護	実績値	実利用者数	6	8	8
	計画値	人	6	6	6
	対計画比 (%)		100.0	133.3	133.3
短期入所 (ショートステイ)	実績値	実利用者数	11	15	16
		延利用日数	110	197	288
	計画値	人日	120	120	120
	対計画比 (%)		91.7	164.2	240.0

サービス見込み量

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	利用者数	39	40	42
	利用量 (人日)	9,750	10,000	10,250
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	0	0	0
	利用量 (人日)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練) (宿泊型自立訓練)	利用者数	8	8	8
	利用量 (人日)	1,000	1,000	1,000
就労移行支援	利用者数	6	6	6
	利用量 (人日)	1,320	1,320	1,320
就労継続支援 (A型)	利用者数	13	14	15
	利用量 (人日)	2,600	2,800	3,000
就労継続支援 (B型)	利用者数	38	40	42
	利用量 (人日)	7,600	8,000	8,400
療養介護	利用者数	8	8	8
短期入所・福祉型 (ショートステイ)	利用者数	16	17	18
	利用量 (人日)	276	294	312
短期入所・医療型 (ショートステイ)	利用者数	1	1	1
	利用量 (人日)	30	30	30

日中活動系サービスは、身辺自立や就労などをめざした訓練や、地域における社会参加の場として不可欠なサービスです。生活介護については、特別支援学校の卒業生の利用など若干数の増を見込んでいます。自立訓練や就労移行支援は、標準利用期間が設定されており、ほぼ同数の利用を見込んでいます。

住み慣れた地域での生活や、本人の希望に添った就労に向けて、相談支援、サービス提供事業者や、就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携しながら、適切なサービスが提供できるよう努めます。

3 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。共同生活介護（ケアホーム）は平成 26 年 4 月からグループホームに一元化されました。

サービス名	サービス内容
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

実施状況および第3期計画値

居住系サービスについては、ニーズはあるものの事業所数、定員の関係上、大きな増減はありません。施設入所者の地域移行については、あまり進んでいない現状があります。（地域移行の実績は平成 24 年度に 1 名）

サービス名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活介護 共同生活援助	実績値 実利用者数	9	9	11
	計画値 人	9	10	11
	対計画比 (%)	100.0	90.0	100.0
施設入所支援	実績値 実利用者数	21	21	21
	計画値 人	21	20	19
	対計画比 (%)	100.0	105.0	110.5

サービス見込み量

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	利用者数	12	13	14
施設入所支援	利用者数	20	20	20

本人、家族、相談支援事業者、地域等と連携して、障がいのある人が地域で自立して暮らしていける体制づくりに努め、入所施設から地域生活への移行をめざします。

4 相談支援

平成 24 年 4 月から、サービスの支給決定プロセスが見直され、障がい福祉サービスを利用する場合は、サービス利用計画を作成することが義務づけられています。

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者(児)を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障がい児支援利用計画案の作成や、サービス提供事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います。
地域移行支援	施設入所者、入院中の精神障がい者の地域生活に向けた準備を支援します。
地域定着支援	単身世帯の方や家庭の状況などにより支援を受けられない人に対して、安心した地域生活のための相談支援を行います。

実施状況および第3期計画値

計画相談支援について、第3期計画では利用者数を延べ人数で見込んでいたため、数値の比較が困難ですが、サービスを利用される方ほぼ全員が利用されるようになりました。精神障がい者の退院促進が図られている一方で、地域移行支援、地域定着支援の利用は実績がありません。

サービス名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
計画相談支援	実績値	実利用者数	27	100	129
	計画値	延べ利用者数	53	103	251
地域移行支援	実績値	利用者数	0	0	0
	計画値	人	0	2	4
地域定着支援	実績値	利用者数	0	0	0
	計画値	人	1	3	5

サービス見込み量

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	利用者数	138	146	154
地域移行支援	利用者数	0	0	1
地域定着支援	利用者数	0	1	1

障がい者の安定した地域生活のため、計画相談に加え、一般相談や各サービス提供事業所とも連携し、相談支援体制の充実を図ります。

② 障がい児支援

従来の児童デイサービスは、平成 24 年 4 月以降、児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業となりました。

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等 デイサービス	学校に通っている児童に対し、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を促進します。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育園等を訪問し、園での集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
障がい児相談支援	計画相談支援と同様に、サービスを利用する場合には障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行います

実施状況

第3期計画では、障がい児通所支援については、数値目標を掲げていませんでした。また以前は県で実施していた障がい児通園事業が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、市町村で実施する児童発達支援となっています。近年、事業所が多く開設され、利用量が増加しています。

サービス名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	利用者数	13	14	14
	利用量(人日)	1,020	1,166	1,750
放課後等 デイサービス	利用者数	23	20	22
	利用量(人日)	924	1,076	2,530
保育所等訪問支援	利用者数	0	0	0
	利用量(人日)	0	0	0
障がい児相談支援	利用者数	0	13	34

サービス見込み量

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用者数	15	17	17
	利用量(人日)	1,875	2,125	2,125
放課後等 デイサービス	利用者数	25	28	31
	利用量(人日)	2,875	3,220	3,565
保育所等訪問支援	利用者数	1	2	3
	利用量(人日)	24	48	72
障がい児相談支援	利用者数	38	43	46

児童や保護者のニーズに応じたサービスを確保することが求められています。また、支援が必要と思われる児童について、スムーズにサービス利用に結びつけられるよう関係機関との連携を深めていきます。

③ 地域生活支援事業

障がいのある方の地域での自立した生活のため、障がい福祉サービスに加え、地域の実情や利用者の状況に応じて、市町村ごとに実施します。生活上の相談や、日常生活用具の給付など特に日常生活に欠かせない事業は「必須事業」に位置づけられています。さらに、自治体ごとに地域のニーズに基づき実施できる「任意事業」があります。

必須事業

事業名	事業内容
1 理解促進研修・啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業
2 自発的活動支援事業	障がい者や地域住民が自発的に行う活動を支援します
3 相談支援事業	
(1) 障害者相談支援事業	障がい者や関係者からの様々な相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援など権利擁護のために必要な援助を行います
基幹相談支援センター	総合的な相談や権利擁護(成年後見制度や虐待防止の相談)など地域における中核的な役割を担う機関
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、専門的職員の配置などを行います
(3) 住宅入居等支援事業	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居困難となっている障がい者を支援します
4 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対し、申し立てに要する経費や第三者後見人の報酬を助成します
5 成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行える法人を確保し、その活動を支援します
6 意思疎通支援事業	聴覚や言語機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通に支障がある方に通訳者等を派遣するなどして、意思疎通の円滑化を図ります
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に手話通訳者や要約筆記者を派遣します
(2) 手話通訳者設置事業	手話通訳者を設置して、事務手続き等を支援します
7 日常生活用具給付等事業	重度の障がい者に対し用具を給付し、日常生活での便宜を図ります
(1) 介護・訓練支援用具	特殊ベッドや移動用リフトなど、身体介護を支援する用具
(2) 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用の屋内信号装置など、自立生活を支援する用具
(3) 在宅療養等支援用具	たん吸引器など在宅療養を支援する用具
(4) 情報・意思疎通支援用具	人口喉頭など情報収集・伝達や意思疎通を支援する用具
(5) 排泄管理支援用具	ストマ用装具など
(6) 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	手すりの取り付けや段差の解消など小規模な住宅改修費用

事業名	事業内容
8 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流を推進、市町村広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業
9 移動支援事業	屋外での移動が困難な重度の障がい者の社会参加等のための移動を支援します
個別支援型	ホームヘルパーが外出時の支援を行います
車両輸送型	車いすを使用している重度身体障がい者に、外出時リフトカーで送迎します
10 地域活動支援センター	障がい者に対する創作活動や生産活動の機会の提供などを行います

実施状況および実施の見込み

事業名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27～29年度
① 理解促進研修・啓発事業	実施の有無		○	○	○
② 自発的活動支援事業	実施の有無				
3 相談支援事業					
(1) 障害者相談支援事業	実施箇所数	8	8	8	8
基幹相談支援センター	設置の有無				
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無				
(3) 住宅入居等支援事業	実施の有無				
4 成年後見制度利用支援事業	実利用者数		1	1	1
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無				
6 意思疎通支援事業					
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	利用者数：8	利用者数：8	利用者数：9	50
(2) 手話通訳者設置事業	実設置者数	2	1	1	1

事業名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27～ 29年度
7 日常生活用具給付等事業					
(1) 介護・訓練支援用具	給付件数	0	1	1	1
(2) 自立生活支援用具	給付件数	5	1	2	3
(3) 在宅療養等支援用具	給付件数	2	1	1	1
(4) 情報・意思疎通支援用具	給付等件数	1	0	1	1
(5) 排泄管理支援用具	給付等件数	335	416	395	390
(6) 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等件数	2	1	1	1
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	実養成講習 修了者数	2	2	2	2
9 移動支援事業					
個別支援型	実利用者数	7	8	7	8
	延利用時間数	481	378	580	600
車両輸送型	実利用者数	3	3	3	3
	延利用時間数	23	59	35	35
10 地域活動支援センター					
自市町村分	実施箇所数	0	0	0	0
	実利用者数	0	0	0	0
他市町村分	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用者数	3	2	3	3

○数字は、障害者総合支援法への改正により、新たに必須となった事業

6(1)手話通訳者派遣は、平成26年度までは「利用者数」平成27年度からは「利用件数」で計上

これまでの実績をふまえ、平成27年度から平成29年度で毎年同程度の数値を見込んでいます。必須事業のうち、実施できていない自発的活動支援事業や基幹相談支援センターなどについて、板野郡自立支援協議会等で近隣町との情報交換や共同実施の可能性の検討などを進めていきます。

任意事業

事業名	事業内容
1 日常生活支援	
福祉ホーム	福祉ホームに入居する障がい者に対し、地域生活の推進に寄与するため、利用料等の一部を助成します
訪問入浴サービス	自宅や通所施設での入浴が困難な身体障がい者に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供します
生活訓練等	障がい者に対しパソコン講座を開催することにより、情報の収集や情報交換等の情報バリアフリー化の実現及び社会参加を促進します
日中一時支援	日中、介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児者に活動の場を確保し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います
2 社会参加支援	
点字・声の広報等発行	社協だよりや町の広報紙、希望する文書等の朗読を録音して、文字情報を音声情報に変えて分かりやすく情報を伝達します
奉仕員養成研修	要約筆記奉仕員を養成し、聴覚障がい者のために活動できる人材の育成を図ります 点訳奉仕員を養成し、視覚障がい者のニーズに応じた情報提供を図ります
自動車改造助成	就労などのため、重度身体障がい者が自ら運転するための自動車の改造に要する経費の一部を助成します
3 権利擁護支援	
障害者虐待防止対策支援	障がい者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備し、虐待を受けた障がい者の一時保護のための居室を確保します

2. 暮らしを支える取り組みの充実

◆現状・課題◆

障がいのある人が必要なサービスを自ら選択して利用しながら、自分らしく生活を営んでいけるように支援することが最も重要な課題の一つであり、このために、相談支援と情報提供が不可欠です。また、今後は障がい者の高齢化、コミュニケーションや社会性に支援が必要な子どもの増加に加え、障がい者を支える家族や介助者の高齢化が進んでいくことが見込まれ、支援する制度やサービスが多岐にわたり、本人・家族にとってわかりにくい面があると思われます。このようなことから、福祉サービスの概要をわかりやすくまとめて、周知と説明に努めていくことが必要です。

また、必要なサービスや支援は、障がいや年齢などにより様々であることを十分理解して、できる限り相談者の悩みの軽減につながる対応をめざして、相談体制の拡充ときめ細かな情報提供に努めます。そして、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスをはじめ、その他必要なサービスや支えあい活動などを適切に利用して、自立した生活が継続できるように支援します。

◆取り組み◆

(1) その人にあった相談支援・必要な情報提供のしくみづくり

① 相談体制の充実

日常生活での様々な相談先として相談支援事業所を確保しており、利用を促進します。また、板野郡5町で共同設置している板野郡自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という）において、困難なケースの検討等を行い、相談支援事業の機能強化を図ります。

また、地域からの各種相談に協力していただいている障がい者相談員や民生委員・児童委員、身近な社会福祉協議会（以下町社協という）や消費生活相談所などの相談窓口等との連携を深め、障がいのある人のみならず、それを支える家族（介護者）の悩みごとや心配ごと等を気軽に相談できる窓口となるように努めます。

そして、それぞれの相談窓口からの連絡事項や支援が必要なケースについて、担当課に集約できる体制を確立します。そして、障がい福祉・保健・保育園・教育委員会など庁内のネットワーク体制を確立します。

② 情報提供の充実

「広報いたの」を毎月発行しており、適宜障がいに係るお知らせを掲載しています。広く住民に広報するものとして、また障がい者が情報を得るものとしてさらに活用できるように、わかりやすい広報づくりに取り組み、啓発と情報提供に努めます。

障がい福祉サービスやその他の障がいに関するサービスは、制度が複雑でわかりにくい点などがあることをふまえ、町のホームページやパンフレットを活用して、継続して情報提供を行います。

また、情報提供手段はそれぞれの障がい種別に配慮して、媒体（印刷媒体の点字化、音訳、手話通訳等）の活用に努めます。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① 各種相談事業との連携	<p>相談支援事業者や身近な障がい者相談員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の相談窓口との連携を図りながら対応していく。</p> <p>板野郡自立支援協議会において、相談の対応体制のネットワークを強化し、適切な対応に努める。</p>	<p>サービス利用に伴う計画相談の義務化に伴い、相談は増加しているが、サービス利用のみならず、日常生活のうえでの相談支援の充実を図る。</p> <p>また、障がい者の虐待を未然に防げるよう、相談しやすい環境づくりを検討する。</p>	福祉保健課
②-1 障がいに応じた情報提供体制の充実	<p>ホームページでの情報提供</p>	<p>ホームページの活用を促進するため、内容や提供方法を検討し、充実を図る。</p>	福祉保健課
	<p>声の広報(すがおの音訳・毎月、社協だよりの音訳・年2回)。希望があれば書籍等の音訳、点訳を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各ボランティアグループの活動を支援する。 ・視覚障がい者や聴覚障がい者のニーズに応じた事業実施により、障がい者への情報提供をすることで自立した地域生活を支援していく。 	町社協

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
②-2 コミュニケーション支援の担い手の育成・派遣	要約筆記奉仕員養成講座、点訳奉仕員養成講座、手話奉仕員養成講座の実施。	要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、手話奉仕員を養成することにより、各種事業や日常生活において、情報提供を行い、視覚障がい者や聴覚障がい者の自立と社会参加の促進を図る。	町社協
	要約筆記奉仕員派遣の実施。	町内で開催される大会等に要約筆記奉仕員を派遣して、聴覚障がい者等に文字で情報提供を行うことで、正しく情報を伝達し、積極的な社会参加が促進されるように努める。	町社協
	(福) 凌雲福祉会へ委託して手話奉仕員派遣事業・手話通訳者派遣事業・手話通訳設置事業を実施。	継続して実施し、利用を促進する。	福祉保健課

(2) 連携のとれた支援体制とネットワークの強化

① 権利擁護の推進

町社協で実施している日常生活自立支援事業や、地域包括支援センター等で実施している成年後見制度利用援助事業と連携を図りながら、地域生活支援事業で実施する成年後見制度利用支援事業などの適切な利用にむけ、相談などにきめ細かく対応します。

また虐待の防止についても、虐待防止センターとも連携を強化し、虐待を未然に防ぐことができるよう常に情報収集に努め、安心して地域生活が送れるよう対応します。

② 庁内のネットワークの確保

福祉保健課・教育委員会や町社協などが連携し、課題に柔軟に対応できるように、庁内のネットワーク体制の強化を図ります。

③ 居住支援の充実

障がい者の地域生活への移行を推進するために、グループホーム・ケアホーム等の確保について障がい者のニーズを把握しつつ、自立支援協議会や関係事業所との連携を図りながら広域的な視点で検討します。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① 権利擁護の推進	日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用にむけた相談・生活支援を実施。	町社協等と連携して、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用についての情報提供を行う。 また、自立支援協議会でも効果的な対応について協議する。	福祉保健課 町社協
② 庁内のネットワークの確保	個別ケースなどの検討について適宜調整を図っている。	福祉保健課・教育委員会・住民課・町社協などに関連する課題について、連携のとれた対応に努める。	福祉保健課
③ 居住支援の充実	自立支援協議会・居住支援部会で協議・検討を行う。安心して賃貸契約が結べるよう啓発していく。	障がい者の地域生活を支える体制を整えながら、関係事業所等との連携により、広域的視点で検討する。	福祉保健課

(3) 障がい福祉サービス以外の福祉の推進

① 高齢者福祉サービス等との連携

高齢者で障がい者手帳を所持する人数が多いことから、支援が必要な高齢者等の暮らしを支えるサービスと連携を図り、効果的なサービスの推進と適切な利用を促進します。

② 難病患者等の福祉サービスの推進

平成 25 年から難病患者等も障がい福祉サービスを利用できるようになりましたが、申請件数は多くないことからさらなる周知に努めます。

③ 経済的支援策の推進

障がいのある人に受給可能な障がい者年金や手当、各種割引制度や、医療費の公費負担制度の周知を図ります。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① 高齢者福祉サービスとの連携	一人ひとりのニーズにあった適切なサービス利用による在宅生活を支援するため、保健・医療・介護・福祉分野で連携して取り組む。	保健・医療・福祉分野が連携して、適切なサービスの利用を促進し、地域生活を支援する。	福祉保健課
② 難病患者等の福祉サービスの推進	平成 25 年度から難病の方も福祉サービスの利用が可能となっている。ホームヘルプだけでなく、就労支援等のサービスも利用できる。	難病患者の医療費助成制度が改正される予定であり、対象疾患数の増が見込まれる。周知に努める。	福祉保健課
③-1 福祉手当の支給	重度の障がい者手帳所持者、ねたきりの在宅高齢者、ひとり親家庭等に福祉手当を支給。	広報紙、AIテレビ等で制度の周知を図り、利用を促進する。	福祉保健課
③-2 各種制度の周知	年金制度、心身障害者扶養共済制度、割引制度等の利用について広報している。	手帳交付時に福祉のしおりを活用して、各種割引制度等について周知を図っていく。広報やホームページも活用していく。	福祉保健課

3. 健康づくりの支援

◆現状・課題◆

障がいのある人もない人も、自らの健康を自ら守ることを基本に、住民の年齢・状態などライフステージに応じた健康支援が目標です。

現在実施されている障がいの発生予防とその早期発見に有効な健康診査は、受診率の向上と支援が必要な受診者のフォロー体制の強化とを図り、本来の健康診査の目的や成果を達成できるようにしていかなければなりません。

「自分の健康は自分で守る」という意識づくりと健康の大切さを啓発し、地域の協力を得ながら健康づくり活動を推進します。

◆取り組み◆

(1) 自分らしい健康を支援する保健サービスの推進

① 障がいの発生予防・早期発見とフォローの推進

障がいの予防や早期発見も含め、各種健康診査、がん検診などを実施しています。平成20年度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、特定健診・特定保健指導が導入されており、このような医療制度改革をふまえた健診体制と保健事業を推進します。

そして、各種健康診査のフォロー体制の強化を図り、経過の見守りや支援が必要な方についてはその人にあった支援となるように、連携した対応に努めます。

② 保健活動の充実

健康づくりに住民が積極的に取り組んでいけるように、各種健康教育・健康相談事業等を実施しており、内容などの充実を図り、広く参加を働きかけていきます。

また、精神障がいのある方の状況等を把握して必要な相談等につながるように、関係機関との連携確保に努めます。

発達障がいについての啓発を継続して行うとともに、教育委員会や関係機関とのネットワークづくりを継続して進めていきます。

ライフステージ:

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてから死に至るまでの様々な過程における生活上の各段階。

③ こころの健康づくりについての啓発

ストレス社会といわれるほどこころの健康を保持するのが難しいといわれています。身近な地域の問題としてとらえ、こころと体の健康づくりについて住民が考える機会として、講演会や健康教室を開催し、啓発と予防に努めます。このような活動には健康づくり推進組織や地域の協力を得ながら、住民が互いに支えあう活動となるように取り組みます。

④ 地域自殺対策の推進

自殺予防の取り組みとして、パンフレットでの広報やこころの健康づくりに向けた健康教室の実施に取り組みます。

⑤ 障がい者とその家族の健康支援

障がい者を介助している家族等については、介助者の高齢化がみられる状況であり、相談支援などの機会をとらえて、障がい者とその家族の健康状態の把握と、必要に応じた相談・指導につなげて、健康支援に努めます。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① 各種健診事業における早期発見	乳幼児健康診査事業や各種健診を通じ、疾病や障がいの早期発見に努め、早期療育・早期治療に適切につなげるように努める。	・疾病の早期発見、早期治療等、健康診査後のフォロー体制を充実する。 ・広報や各種事業を通じて、障がいや疾病の早期発見に向けた正しい知識の普及啓発に努め、健診などの受診率の向上を図る。	福祉保健課
② 保健活動の充実	健康教育や健康相談等の機会を通じ、一次予防に対する理解を深め、住民自らによる健康づくりの取り組みを進め、予防対策等の充実につなげる。	今後も様々な機会を通じ、住民自らによる健康づくりの取り組みを進めていく。	福祉保健課

(2) 医療サービスの促進

① 医療費助成制度の利用促進

障害者自立支援医療や特定疾患医療受給事業、重度心身障害者医療費助成事業などの医療費助成事業が適切に利用されるように、相談等のきめ細かな対応に努めます。

② かかりつけ医の定着

日常的に医療と切り離せない場合が多いことが考えられるため、かかりつけ医の定着を図るよう働きかけます。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① 医療費助成制度	自立支援医療、重度心身障害者医療費助成の給付。 平成 25 年度から自立支援医療の育成医療は町で実施。	助成制度の活用についての情報提供を今後も行い、利用を促進する。 また関係機関・部署との連携を図る。	福祉保健課

第2節 育ちと自立

1. 育成・教育の充実

◆現状・課題◆

板野町では児童館を中心にした子どもの居場所づくりをはじめ、次世代育成のための施策を推進しています。あわせて、障がいのある子ども、支援が必要な子どもへの対応については、その子どもの成長にあった継続的な支援となるように、健診後の相談から指導・療育について、福祉保健課と住民課、教育委員会など関係課及び関係機関で連携した対応をさらに充実させていくことが一層重要な課題です。

乳幼児の疾病・障がい等を軽減するためには、その早期発見と迅速な対応を必要とします。そのためには、乳幼児健診から就学前の一貫した支援体制の確立と、保育と子育て支援など子どもの育ちに関わり、支援する取り組みを推進します。

そして、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び、遊ぶことが自然にノーマライゼーションの理念を学ぶ場となると考えられます。また、平成19年度からは特別支援教育が実施され、障がいのある子どもそれぞれの個性や可能性に着目して支援の計画を作成して教育活動を展開しており、町内の小・中学校や特別支援学校と連携して取り組み、障がいのある子どもの育ちを支援する体系づくりを進めていくことが課題となっています。

◆取り組み◆

(1) 育ちを継続的に支援する取り組みの充実

① 支援が必要な子どもと家庭のフォロー体制と療育の充実

乳幼児健康診査の結果により、発達において経過観察や支援が必要な子どもについては、引き続き保健師等が相談や訪問などを行い、現状の把握、今後の支援体制などその子どもに適切な対応となるように、個別支援体制を強化します。

経過見守りの必要な乳幼児には、県の専門機関や相談支援機関の、知能・言語などの相談・指導につなげており、今後も関係機関との連携を図って対応します。そして、就学前の障がい児の療育の場としての、児童通所サービスである「児童発達支援」が平成24年度から市町村でのサービス提供となり、近年サービス提供事業所も増えてきました。一人ひとりの状況に応じた療育が受けられるよう情報提供に努め、支援していきます。

また、支援が必要な子ども・家庭を把握し、適切な支援が行えるよう、板野町要保護児童対策地域協議会（板野町児童家庭支援ネットワーク）を活用し、フォローと支援体制の拡充、連携強化を図ります。

子育てサークルや健康相談室などで開催している相談の場、子育て支援活動等に参加を広く呼びかけ、子育てに関する相談など子育て支援施策の充実を図ります。

② 就学相談の推進

個々の状況に応じた教育機会が選択できるように、また十分に情報提供や相談の場の確保ができるように対応するとともに、教育支援委員会の適切な運営にむけて関係課で連携を図ります。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①早期療育の充実	子どもの様子をよく観察し、障がいが疑われる子どもの早期発見・早期療育につながるように相談等の支援を行う。	今後も、相談等の支援を通じ、早期療育、早期治療に適切につながるよう努める。また、タイムリーな対応を心がける。	教育委員会 保育園 福祉保健課
②就学相談の推進	教育支援委員会を開催し、一人ひとりの障がいに応じた指導について、学校・教育委員会・幼稚園・保育園・医師で協議をしている。	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりのニーズに応じた指導を進めていくため、保護者との相談を重視し、各機関が連携をとり、適切な対応を進めていく。 保護者の理解・協力を得ながら、就学支援シートを活用し、子どもたちの発達を見守り、引き継いでいく。 	教育委員会 保育園

(2) 可能性を伸ばす教育の推進

① 障がい児保育・就学前教育の充実

障がいのある子どもが地域で育つという視点で、就学前児童が日中過ごす場として、保育園・幼稚園の受け入れ体制の充実に努め、保護者の要望等にできる限り対応し、地域のなかでの育ちを支援します。

保育園と幼稚園、小・中学校が相互の連携を深め、子どもの育ちや学びに関する情報、相談を共有できるように、就学支援委員会や板野町児童家庭支援ネットワークを活用します。さらに、児童発達支援を利用する子どもについては、サービス提供事業所や障がい児相談支援事業者とも連携を深め、効果的な療育につながるよう支援します。

② 学ぶ環境の向上

障がいの有無に関わらず、学童期の放課後の過ごし方は、核家族化、共働き世帯の増加とも関連し、重要な課題となっています。児童館の対応について、学校・幼稚園と連携を図り、情報提供等適切な対応に努めます。また、職員の研修を行います。

また、学校の施設や設備については、計画的な改修や修繕を行っています。今後も、必要に応じてバリアフリー化などの学ぶ環境の整備を促進します。

そして、特別支援学級支援員の確保や共に学ぶ時間の拡充などの体制づくりに取り組みます。

③ 進路指導の推進

町内の特別支援学級・特別支援学校等との連携を図るとともに、自立支援協議会進路部会の取り組みと連携を深め、障がいのある子どもと保護者と共に進路について考え、支援していきます。

また、ライフステージごとに切れ目無く支援が受けられるよう、個別の支援計画の作成を検討していきます。

④ 発達障がいについての啓発

発達障がいについては、正しい知識と理解を深められるように、様々な機会を活用した啓発活動を継続して行います。また、今後は担当者、関係課、関係機関とのネットワークづくりを検討します。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①障がい児保育・就学前教育の充実	<p>個別に支援が必要な子どもに対応するために、個別の保育・教育支援計画を作成し、その計画に基づく支援ができるように専門知識のある職員の配置に努める。</p> <p>保護者の思いに寄り添い、連携を深めながら地域のなかでの育ちを支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との信頼関係を確立し、気がかりなところや生育歴を把握して、支援計画を作成し、スムーズに対応していく。 ・職員研修を充実させ、子どもたちの困り感を見抜く力をつけていく。 ・療育機関との連携や巡回相談の活用をさらに充実していく。 	<p>教育委員会 福祉保健課 保育園</p>
②特別支援教育の推進	<p>一人ひとりの障がいや特性に合わせた教育を行い、自立して生活できる基礎を確立するため、特別支援教育の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、個別の教育支援計画の作成をし、一人ひとりのニーズに合わせて教育の充実を図っていく。 ・教育委員会・教員・保護者との連携の充実に努める。 ・教員研修を積極的に受講して、特別支援教育の充実を図る。 	<p>教育委員会</p>
③進路指導の推進	<p>自立支援協議会において、特別支援学校等関係機関と連携を深め、卒業後の進路について適切な支援を行う。</p>	<p>自立支援協議会・進路支援部会において、卒業後の生活や進路について、サービス事業所や相談支援機関とも連携を図る。</p>	<p>教育委員会 福祉保健課</p>

2. 雇用・就労の支援

◆現状・課題◆

障がいのある人の自立した生活のなかで、経済的な基盤の確立と働くことは大きな課題です。障がい者雇用については、全国的に理解が進んでいるとは思われますが、社会経済活動の低迷などによる影響を受けており、今後も継続して障がい者雇用についての啓発に努めていくことが求められます。

また、障がいのある人が就労の場を確保し、能力等に応じて工賃の向上が図られなければ地域で自立して暮らしていくことも難しい面があり、大きな課題です。働くことで生きがいややる気を見出していけるように、公共職業安定所（ハローワーク）や民間事業所等との連携強化や、障がいのある人それぞれの能力と適性にあった就労の場の確保が課題となっています。また、「徳島県工賃向上計画（平成24年度策定）」をふまえ、工賃の向上に向けて作業内容や働き方等について、自立支援協議会等で検討を進めていくことが求められています。

このためには、障がいのある人の職業能力を高めて就労に移行できるように、職場体験のできる場の確保や障がい福祉サービスでの就労継続支援などの活用を図りながら取り組んでいく必要があります。

◆取り組み◆

(1) 雇用の促進

① 障がい者雇用の啓発

公共職業安定所（ハローワーク）や就業・生活支援センター、民間事業所、既存の福祉関係施設等との連携を強化し、障がい者雇用に関する啓発を継続し、障がい者雇用について働きかけていきます。

② 相談活動の支援

就業意欲のある障がい者で、問い合わせや相談があった場合などは、関係機関等と連携して公共職業安定所（ハローワーク）での相談事業に早期につなげるとともに、迅速で的確な情報交換・情報提供に努めます。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
障がい者雇用に関する情報提供	公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関等と連携して、的確な情報提供に努める。	ふれあい就職面接会（障がい者対象）の開催等について、ハローワークから随時情報提供いただき、周知に努める。	福祉保健課

(2) 就労につなげる取り組み

① 職業リハビリテーションの推進

公共職業安定所（ハローワーク）、町社協をはじめとする関係諸機関との連携や民間事業所の協力のもと、時代のニーズに対応したパソコンなどの技能取得や技能向上のための機会などへの参加を促進します。

② 関係機関とのネットワークづくり

自立支援協議会の進路支援部会では、特別支援学校卒業見込み者の就労移行等に向けた支援のネットワークの体制が確立してきました。学校、町、相談支援事業所と、通学している本人、その保護者が連携できるよう努めます。

③ 就労につながる新たな取り組み・手法の検討

就労支援事業所などでの取り組みを活かしながら、就労先の開拓について他の事業所などと連携、協議する機会の確保に努めます。

また、「障害者優先調達推進法」に基づき、物品や役務の発注を障がい者就労施設へ優先して行う事で、工賃アップを図ります。さらに、県とも連携し、授産製品の共同受注窓口の活用や、イベント開催時の対面販売の機会の増加を図ります。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
就労につながる取り組み	就労支援等の福祉サービス利用者が一般就労へとつながるよう、関係機関と連携して取り組む。	・町内に就労継続支援 A 型事業所が開設され、福祉就労の機会が増加している。さらに、一般就労への機会の確保についても、取り組んでいく。 ・優先調達の推進の面からも、障がい者就労施設からの物品等の発注について、さらに検討を深める。	福祉保健課

3. 社会参加活動の促進

◆現状・課題◆

自分が関心をもっていることや学びたい、やってみいたいことなどに意欲をもって参加することは、生活に張りを生み、様々な活動に参加することで仲間づくりにもつながり、地域の力にもなります。これは障がいの有無に関わらず、全ての住民の心豊かな生活につながる共通した部分です。このため、障がいによって学習や活動の機会が乏しかったり、参加しにくい部分を、福祉の視点で配慮して活動の場を増やしたり、参加を呼びかけ、共に活動できるように取り組みます。

◆取り組み◆

(1) 生涯学習・スポーツ活動などへの参加促進

① 各種学習活動への障がい者の参加促進

障がいのある人が各種生涯学習講座等に自主的に参加できるように、学習内容や実施方法などを検討しながら、参加を呼びかけます。

障がいの有無に関わらずスポーツを楽しめる活動に気軽に取り組めるように「ニュースポーツ教室」などを開催し、住民との交流も図りながら、社会参加を促していきます。町内のスポーツ・レクリエーション、文化施設についての利用拡大と施設面の配慮に努めるとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。

② 参加を側面的に支える取り組み

参加しやすくするための側面的な支援策として、手話通訳者等の派遣や障がい者支援ボランティア、移動支援などの適切な活用を促進します。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
各種学習活動への障がい者の参加促進	各種講座やスポーツ・レクリエーション教室などを開催し、障がい者間、また地域住民との交流を深める。 各種団体に周知を行い、参加を促進する。	各種講座の開催時には、手話通訳、要約筆記を活用し、障がいのある方のコミュニケーション手段の確保や施設の整備等、障がいのある方が参加しやすい環境整備を行う。	町社協

ニュースポーツ:

比較的新しく考案・紹介されたスポーツで、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動。
(ペタンク・カローリング・ターゲットゴルフなど。)

(2) 障がい者の活動の支援

① 障がい者団体の活動支援

障がい者関係団体では、交流や研修活動が行われており、ボランティア活動やまちづくり活動などにも参加されています。今後、新たな会員を増やすため、また会員になったことで仲間や安心感が増すように、事務局である町社協と連携して、障がい者団体の活動を紹介したり、情報提供などの活動支援に努めます。また、障がい者団体等からの意見や、事務局や役場から伝えたいことなどを相互に話しあい、障がい者団体の活動が活発になるように調整・連携を図ります。

② 各種行事などへの参加促進

毎年度開催している町福祉大会には、多くの住民の参加を促し、交流の場となるように努めます。

また、板野町障がい者ふれあい大会は、様々な障がいのある人が共に参加する機会となっており、このような場に多くの方が参加し、交流や楽しみ の場となるように、関係機関と協力して推進します。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① 障がい者団体等への活動支援	障がい者会の事務局を町社協に置き、活動が円滑に行えるようにしている。	地域福祉に関連する各種団体やボランティア団体の活動を支援し、自主的な運営、活動の活性化を支援する。また、新規会員の確保についての方策を検討する。	町社協
② 各種行事などへの参加促進	町障がい者ふれあい大会や県ノーマライゼーション協会からの各種案内を障がい者団体等に配布して周知を図り、積極的な参加を呼びかける。	行政主体の行事に加え、福祉サービス事業所での行事についても、事業所間で交流が図れるよう支援する。	町社協

第3節 やさしさと共生

1. やさしい地域づくりの促進

◆現状・課題◆

障がい者や障がいについての認識と理解を深め、それらに対する知識不足や無理解から生じる心の障壁（バリア）を取り除くために、あらゆる機会と場面をとらえて、全町的な意識啓発・広報活動を推進していくことが重要です。

障がいのある人もない人も障がいについて理解しあい、共に地域で生きていくために、地域のふれあいや支えあいの気持ちの啓発、支えあい活動の支援を行い、安心して暮らせる板野町をめざして取り組むことが課題です。

◆取り組み◆

(1) 障がいについての啓発と交流活動の促進

① 住民の意識啓発・広報活動の充実

町の広報紙や町社協の広報等で障がい者や障がいに関する情報を発信したり、障がいに関する講習会などの機会の確保に努めます。

② 福祉教育の推進

学校では授業の一環で職場体験や福祉教育が取り入れられており、福祉への関心や正しい理解が深められるように、学校における福祉教育を推進します。今後は体験場所として福祉関係施設、保育園などの活用が広がるように取り組みます。

また、町内の福祉施設が地域にねざした施設として、地域で活動できるように、福祉施設からの発信、交流活動を側面的に支援するとともに、家庭・職場・地域での交流型研修会やボランティア体験活動の活発化を図ります。

③ 交流活動・ボランティア活動の拡充

障がいのある人とない人とのふれあう機会を増やせるように、障がい者団体や町社協をはじめ、地域活動とも連携して取り組みます。そして、継続的な交流の機会を確保することにより、相互に支えあう活動につながるように努めます。

ボランティアをはじめようと思っている住民等のニーズを把握しながら、ボランティアが活発に活動できるように活動を支援します。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①障がいについての啓発・広報	<p>社協だより等を通して、各種講習会や地域生活支援事業などの活動内容を周知する。</p> <p>障がい福祉に関する講習会を実施する。</p>	<p>町広報紙、社協だより等、あらゆる広報機会を通じて、保健福祉サービス情報を適切に提供するとともに、AIテレビやインターネット等の多様な情報提供手段の活用の促進や障がい等に配慮した情報提供の実施により、すべての住民が必要に応じて情報を得ることができるよう努める。</p>	町社協
②福祉教育の推進	<p>人権や社会福祉について、正しい理解のもと、子ども達が関心を持ち、自ら考え、行動できる力を養うために幼児教育・学校教育等の中で福祉教育に取り組んでいる。</p>	<p>学校教育における福祉教育の充実を図り、子どもの頃から福祉に関心を持ち、自らで考え行動できる力を養う。また、町社協と協力しながら、町内の小・中・高等学校と連携を図り、手話、点訳、車イスの介助等の福祉教育の推進を図る。</p>	教育委員会 町社協
③交流活動・ボランティア活動の拡充	<p>平成25年度より、地域生活支援事業・理解促進研修・啓発事業が必須事業とされ、小物づくり教室等を障がい者と地域住民との交流の場となるよう、参加対象者を拡充して実施している。</p> <p>あせび作業所のイベントである焼き芋屋や三番札所でのお接待では、民生委員・児童委員やボランティアとともに活動し、地域住民との交流を深めている。</p>	<p>・障がい者の社会参加を目的とした各種イベントの開催と(障がい者の方の)参加の促進、交流機会の拡大に努める。また、各種行事への地域住民の参加を促し、ふれあい、交流機会の拡充に努める。</p> <p>・町などが主催する行事の際に、作業所等が出店し、交流や物品の販売促進が図れるよう、庁内各担当と連携していく。</p>	町社協 福祉保健課

(2) 支えあう活動の促進

① 共生の仕組みづくり

見守り活動・ボランティア活動が広がり、多くの住民が互いに見守り、支えあう活動が促進されるように、町社協と連携しながら取り組みます。

また、ボランティア組織の育成と地域で支えあいながら共生する仕組みづくりを進めます。

② 障がい者を支援するボランティアの確保・育成

障がい者を支援するボランティアとボランティアグループの確保・育成を図ります。また、障がい者団体は地域のボランティア活動に参加しており、障がい者がボランティアの担い手として、また、見守り活動など互いに支えあう活動などが広がるように、板野町ボランティア連絡協議会（以下「町ボランティア連絡協議会」という）の活動を支援します。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
② ボランティアの確保・育成	互いに支えあう活動などが広がるように、板野町ボランティア連絡協議会の活動を支援する。 ボランティア講習会を実施する。	ボランティアセンターの機能の充実を図り、ボランティア活動に関する情報提供、連絡・調整を支援するとともに、ボランティア活動について、町広報紙等で紹介するなど、周知に努める。また、各種福祉講座、講習会を実施し、ボランティアの育成に努める。さらに、ボランティア活動の拠点となる場所の確保について検討する。	町社協

2. 快適な居住環境づくりの推進

◆現状・課題◆

「板野町地域福祉計画」に基づき、まちづくりの計画との調和に配慮しながら、バリアフリー化など福祉的視点をふまえ、快適な居住環境づくりを推進することが課題です。

障がいのある人が自立して社会生活を営めるように、町内全域の公共施設や道路等のバリアフリー化の検討を順次進め、社会生活を営む上での様々な障壁を減らして、快適な生活環境とすることは、ユニバーサルデザインの視点から、住民全体にも関わる課題であることを啓発していくことも重要です。

また、公共交通機関が十分活用できないため、移動手段の充実も課題となっています。

さらに、障がいのある人とその家族は災害などに対する不安が大きいことから、災害時防災対策については障がいに配慮した取り組みを推進します。

◆取り組み◆

(1) 公共施設や道路等のバリアフリー化の促進

① バリアフリーなまちづくりの推進

地域福祉計画に基づき、住民誰もが社会的活動に参加できる環境をめざして、道路、学校、公園、公共施設等のバリアフリー化を今後も継続して行います。

既存の施設については、必要性等をふまえた改修、障がい者用駐車場の確保、洋式トイレの設置などをさらに進めていきます。

また、ユニバーサルデザインの考えを取り入れて、すべての住民が使いやすい施設を譲りあいながら利用できるように、町内のバリアフリー施設について周知を図り、住民に働きかけていきます。

さらに、外出時の移動手段の充実についても、障がい者のみならず、高齢者施策等とも連携しながら検討を進めます。

② 快適な居住環境の向上

重度身体障害者住宅改造助成事業を継続して実施し、相談への対応及び利用促進に努めます。

公共住宅等は、高齢者や障がい者の利用に配慮した整備について、必要性・緊急性をふまえながら検討していきます。

ユニバーサルデザイン：
製品、建物、環境等を障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいようはじめから考えてデザインするという考え方。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①バリアフリーなまちづくりの推進	バリアフリー化している施設等の情報提供を行う。 公共施設等のバリアフリー化の検討を進める。	・今後も、公共施設の改修等の際には、バリアフリー化の検討を進める。 ・平成 28 年4月から施行される障害者差別解消法についても、合理的配慮等の対応を検討していく。	福祉保健課
②重度身体障害者住宅改造助成事業	重度の身体障がい者の自宅を住宅改造する際の費用を一部助成している。	継続して実施し、制度の活用を促進する。	福祉保健課

合理的配慮：
障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

(2) 安全対策の推進

① 障がい者や高齢者に配慮した防災対策の推進

「板野町地域防災計画」に基づき、災害時に支援・配慮が必要な高齢者や障がい者の把握に努め、災害予防対策に取り組みます。災害時に迅速な安否確認・情報伝達・避難誘導を実施するためには、地域住民をはじめ、多くの関係者の理解と協力が不可欠となります。特に、災害時に支援が必要となる可能性のある方にとっては、不安が大きいことから、災害予防対策として、避難訓練などへの参加促進と、災害時要援護者登録制度への加入促進を図ります。

今後は、地域・町社協と連携をし、サポートマップ（保健福祉マップ）を活用した取り組みと、防災訓練時に要援護者宅を民生委員・児童委員が訪問し、安否確認訓練を実施することにより支援体制の推進を図ります。また、自主防災組織、障がい者会との連携を深め、災害予防や災害対策への啓発を行う場を創出していきます。

また、災害時に特に配慮が必要な高齢者や障がい者等を受け入れるための福祉避難所の整備・充実を図ります。

② 地域ぐるみの安全活動の推進

交通安全や消費生活など高齢者や障がい者が被害にあう事件や事故が全国的に増えています。相談窓口の確保とともに、見守り活動が継続して行われるように促進するとともに、障がい者とその家族へ注意を呼びかけ、啓発に努めます。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①災害時要援護者登録制度の推進	災害発生時やそのおそれがある時に、支援を希望する高齢者や障がい者などを台帳に登録し、民生委員・児童委員や自主防災組織と情報を共有し、平常時は見守り活動、災害発生時には、安否確認や避難誘導を、地域の助け合いにより支援を行う。	・対象者の把握に努め、ひとりでも多くの登録者を増やすため、啓発活動を継続する。 ・地域防災計画を改正し、総務課と連携して避難行動要支援者名簿を作成する。	町社協 福祉保健課

関 係 資 料

□年齢別身体障害者手帳交付状況(各年度末)

(人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0～17 歳	6	7	8	9
18～64 歳	245	240	231	220
65 歳以上	417	405	383	419
合 計	668	652	622	648

□等級別身体障害者手帳交付状況(平成 25 年度末)

(人)

総数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
648	258	98	65	152	37	38

□障がい種別身体障害者手帳交付状況(平成 25 年度末)

(人)

視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・ 言語機能	肢体不自由	内部
42	97	20	471	201

* 複数の障がい種別で交付されている場合はそれぞれに計上している。
* 内部障がい: 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫

□療育手帳交付状況(各年度末)

(人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
重度(A判定)	70	70	72	72
中軽度(B判定)	52	54	61	62
合 計	122	124	133	134

□年齢別精神障害者保健福祉手帳交付状況(各年度末)

(人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0～17 歳	0	0	2	2
18～59 歳	58	56	61	63
60 歳以上	14	14	14	16
合 計	72	70	77	81

□等級別精神障害者保健福祉手帳交付状況(平成 25 年度末)

(人)

総数	1級	2級	3級
81	26	36	19

□医療費助成・各種手当の実施状況(各年度)

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
特別障害者手当の支給決定者	15	14	13
障害児福祉手当の支給決定者	3	5	6
経過的福祉手当の支給決定者	3	2	1
福祉手当の支給決定者	289	263	265
自立支援医療(精神通院)の受給者	124	128	144
自立支援医療(更生医療)の受給者	18	16	22
重度心身障害者医療費助成の受給者	300	292	296

□障害支援(程度)区分認定状況(平成 25 年度末)

(人)

	認定者数	居住実態ごとの内訳			
		在 宅	グループホーム等 (長期入院含)	施設入所	療養介護
区分1	8	7	1	0	—
区分2	16	14	1	1	—
区分3	16	11	1	4	—
区分4	10	4	2	4	—
区分5	19	8	1	9	1
区分6	20	7	3	3	7
合計	89	51	9	21	8